

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 学校保健課
指 摘	<p>同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、週の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間に対し支給される超過勤務手当25/100について、超過勤務命令簿の合計欄への未記入に伴う人事給与システムへの入力漏れにより支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の支給漏れの超過勤務手当については、令和4年12月に教育総務課へ修正の申告を行い、令和5年1月分給与にて差額分を支給した。今後、人事給与システム入力時及び合議・決裁時の確認を徹底し、富山市職員の給与に関する条例第19条に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	ア 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア 週休日の割振りについては、誤った割振り変更により振替日は欠勤扱いとなるが、教育総務課を通して職員課へ本人に非のない欠勤として取扱うことを報告した。 また、週休日の振替による超過勤務手当の支給においては、該当する令和3年度9月分について超過勤務命令簿を作成し、教育総務課を通して職員課へ報告し、令和5年1月支給の給与で支給不足分の調整を行った。 今後は富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、適切な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	イ 婦中コミュニティバス停留所に係る行政財産の使用許可について、令和3年度分の使用許可の手続きをせずに継続的に使用させていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	イ 行政財産の使用許可の手続きについては、今後、富山市公有財産管理規則等に基づき、使用許可年度の前年度末までに申請者に確認し手続き漏れがないよう、適切な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター
指 摘	<p>ウ 週休日に行った7時間35分の勤務について、4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、残りの3時間35分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は125/100とすべきところ、週休日の支給割合である135/100としていた。また、同一週を超えた勤務時間の割振り変更を行ったことにより、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した4時間について、超過勤務手当25/100が支給されておらず、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>ウ 週休日の振替による超過勤務手当の支給においては、該当する令和3年度の給与関係実績等報告書、超過勤務命令簿及び週休日等の勤務状況・振替及び4時間の勤務時間の割振り変更命令・実績簿を訂正し、教育総務課を通して職員課へ報告した。令和5年1月支給の給与で支給不足分の調整を行った。</p> <p>今後は、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例や富山市職員の給与に関する条例に基づき、適切な処理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 市民学習センター
指 摘	領収書において、記載事項の訂正に訂正印のないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	領収書の訂正印が無いものについては、訂正箇所を押印した。 今後、富山市会計規則に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 市民学習センター
指 摘	<p>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったもので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行ったことによる超過勤務手当相当額の報酬については、令和4年12月に修正の申請を行い、令和5年1月支給分の報酬において追加支給を行った。</p> <p>今後、富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則や、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 図書館
指 摘	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘のあった、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬については、訂正し、令和5年4月14日に追加支給を行った。今後は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 図書館
指 摘	同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その超えて勤務した時間に対して超過勤務手当25/100を支給すべきところ、超過勤務手当の支給がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘のあった超過勤務手当については、訂正し、令和5年4月14日に追加支給を行った。今後は、富山市職員の給与に関する条例第19条に基づき、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 科学博物館
指 摘	無線アンテナ等設置の行政財産使用料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の無線アンテナ等設置の行政財産使用料に係る納入期限については、富山市会計規則第39条第2項により、令和4年度に発行した納入通知書については、適正に納期限を設定している。 今後も引き続き、富山市会計規則に基づいて、適正な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会 科学博物館
指 摘
望遠鏡及びAEDについて、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘のあった備品については、令和5年3月に物品棄焼却処分伺を作成し、管財課へ提出した。今後も富山市物品管理規則第24条に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 科学博物館
指 摘	<p>超過勤務手当等の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 代休日に行った勤務について、支給割合135/100の休日給を支給すべきところ、支給割合150/100の超過勤務手当と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより、過大支給となっているものがあった。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の過大支給の超過勤務手当については、令和5年1月に教育総務課へ修正の申告を行い、令和5年2月分給与にて過大支給分を減額調整した。今後、人事給与システム入力時及び合議・決裁時の確認を徹底し、富山市職員の給与に関する条例第19条に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 科学博物館
指 摘	<p>超過勤務手当等の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(イ) 午後10時から翌日の午前5時までの勤務について、その超過勤務手当の支給割合は25/100を加算し、150/100とすべきところ、135/100の支給割合と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより、過小支給となっているものが複数あった。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の支給漏れの超過勤務手当については、令和5年1月に教育総務課へ修正の申告を行い、令和5年2月分給与にて差額分を支給した。今後、人事給与システム入力時及び合議・決裁時の確認を徹底し、富山市職員の給与に関する条例第19条に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 科学博物館
指 摘	記載漏れにより未支給となっていた令和3年11月分の超過勤務手当について、給与関係実績等報告書の修正申告を行い11月分として差額支給すべきところ、12月分の超過勤務命令簿に記載し、12月分として支給しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の超過勤務手当の記載誤りについては、再度発生しないよう、科学博物館内において周知徹底した。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 郷土博物館
指 摘	ア 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対して支払われる超過勤務手当相当額の報酬について、超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100とし、それを超える時間に対しては支給率125/100とすべきところ、1日8時間に達するまでを100/100としたことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア ご指摘のあった会計年度任用職員に対して支払われる超過勤務手当相当額の報酬については、過小支給分を令和5年4月支給の当該会計年度任用職員の報酬に追加支給し、改めた。今後、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 郷土博物館
指 摘	イ AEDを更新した際に、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	イ AEDの更新に係る物品棄焼却処分伺については、令和5年3月31日付けで作成し、改めた。今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。